

簡易公募型プロポーザル方式に係る手続開始の公示

下記の委託業務について、簡易公募型プロポーザル方式（「建設コンサルタント業務等におけるプロポーザル方式及び総合評価方式の運用ガイドライン（平成27年11月（令和5年3月一部改訂）」）及び「建設関連業務の総合評価落札方式に関する運用の手引き（試行）（令和7年7月）」に準拠）に係る手続開始に当たり、参加希望者の募集を行うので公示する。

令和8年6月30日

青森県知事 宮下 宗一郎

記

1. 業務概要

(1) 業務名

治機増委第1-1号 中村川治水機能増強検討調査設計 業務委託
（青森県西津軽郡鰺ヶ沢町大字松代町 地内）

(2) 業務目的

本業務は、令和4年8月豪雨により著しい浸水被害が発生した二級河川中村川において、これまで実施してきた、中村川流域の治水機能増強を目的とした洪水調整施設案について検証し、既存ストックを活用した洪水調節施設案の整理やダム案のサイト検討など、建設費用に大きく影響する重要な課題の整理を行うことを目的とする。

(3) 主たる業務内容

治水機能増強検討調査 N=1 式

- ・洪水調節施設の検討

地質解析調査 N=1 式

- ・洪水調整施設候補地における第四紀断層調査
- ・洪水調整施設候補地における地質調査・解析
- ・想定貯水池範囲の地すべり調査

2. 業務量の目安

本業務の業務量は、70,000,000円程度（消費税及び地方消費税を含む。）を想定している。

3. 履行期限

契約締結日の翌日（令和8年8月下旬予定）～令和9年3月24日

4. 参加資格

本手続に参加できる者は、次に掲げる要件を満たしている者とする。

- 1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項に規定する者に該当しない者であること。
- 2) 青森県財務規則（昭和 39 年 3 月青森県規則第 10 号）第 128 条の規定による一般競争入札に参加できない者でないこと。
- 3) 青森県建設関連業務の競争入札に参加する者の資格等に関する規則（昭和 58 年 2 月青森県規則第 6 号。以下「参加資格規則」という。）第 3 条第 2 項各号に掲げる業務について、参加資格規則第 5 条の規定による資格の認定を受けた者（技術提案書の提出期限までに資格の認定を受けることが見込まれる者を含む。）であること。
- 4) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（再生手続開始又は再生手続開始の決定後、知事の確認を受けている者を除く。）でないこと。
- 5) 日本国内に、本店を有していること。
- 6) 青森県建設業者等指名停止要領（平成 2 年 6 月 28 日付け青監第 633 号。以下「指名停止要領」という。）に基づく知事の指名停止の措置を、参加表明者の提出期限の日から契約の締結の時までの間に、受けていない者であること。
- 7) 指名停止要領別表第 9 号から第 15 号までに掲げる措置要件に該当する事実（既に指名停止要領に基づく知事の指名停止の措置が行われたものを除く。）が、参加資格規則第 5 条の規定による資格の認定を受けた日から契約の締結の時までの間に、ない者であること。
- 8) 警察当局から、知事に対し、暴力団員が実質的に経営を支配する建設関連業者又はこれに準ずる者として、公共工事等からの排除要請があり、当該状態が継続していないこと。
- 9) 所定の期限までに参加の確認を行ったものであること。

5. 技術提案書の提出者を選定するための基準

- (1) 技術力評価：企業評価
同種業務の実績（件数）、業務成績、地域精通度 等
- (2) 技術力評価：技術者評価
保有資格、同種業務の実績（件数）、業務成績 等

6. 技術提案書を特定するための評価基準

- (1) 技術力評価：配置技術者評価
保有資格、同種業務の実績（件数）、業務成績 等

- (2) 実施方針・実施フロー・工程表・その他
業務理解度・実施手順
- (3) 特定テーマに対する技術提案
的確性、実現性、独創性

7. 手続等

- (1) 担当部局

〒038-2761 青森県西津軽郡鱒ヶ沢町大字舞戸町字鳴戸 384-37

青森県 西北県土整備事務所 鱒ヶ沢道路河川事業所

担当：外川、小笠原、竹ヶ原（窓口）

T E L : 0173 (72) 3572 (直通)

F A X : 0173 (72) 3114

e-mail : AJ-KENDO@pref.aomori.lg.jp

- (2) 説明書の交付期間、場所及び方法

令和8年6月30日から令和8年7月8日まで青森県県土整備部西北県土整備事務所ホームページ及び青森県建設業ポータルサイト上で交付する。

- (3) 参加表明書の受付期限並びに提出場所及び方法

令和8年7月8日 午後5時まで

提出は、上記日時までに1部、西北県土整備事務所 鱒ヶ沢道路河川事業所担当者へ提出する。

(持参及び郵送等に加え、電子メール等での提出も認める。書類の受理について、必ず担当へ確認すること。)

- (4) 技術提案書の受付期限並びに提出場所及び方法

令和8年7月27日 午後5時まで

提出は、上記日時までに1部、西北県土整備事務所 鱒ヶ沢道路河川事業所担当者へ提出する。

(持参及び郵送等に加え、電子メール等での提出も認める。書類の受理について、必ず担当へ確認すること。)

8. その他

- (1) 手続において使用する言語及び通貨：日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 契約保証金：業務委託料の10分の1（500万円以下の場合は100分の5）以上の額。
ただし、青森県財務規則第159条第1項各号のいずれかに該当する場合は免除する。
- (3) 契約書作成の要否：要
- (4) 関連情報を入手するための照会窓口：上記7.（1）に同じ。
- (5) 詳細は、説明書による。